

令和6年8月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、大阪地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和6年5月30日付け「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」に記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

法律雑誌社等に交通事故の裁判例を提供する際の取扱いを定めた大阪地裁作成の文書（最新版）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和6年5月21日付け不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）が本当に存在しないか不明であるとし、文書の不存在の確認のため、苦情を申し出たと述べる。

(2) 原判断庁は、本件開示申出の内容を「交通事故の裁判例を含む裁判例を提供する際の取扱いを定めた大阪地裁作成の文書」と整理した上で本件開示申出文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

法律雑誌社等から裁判例の提供申請があった場合の取扱いについて、文書を作成することを求める定めはなく、当該事務について文書を作成することが必

要的とはいはず、本件開示申出文書を原判断庁が作成又は取得していないことに不合理な点はない。

苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である旨述べるが、当該文書が不存在である理由は上記のとおりである。

(3) よって、原判断は相当である。